

JEPA ニュース

特定非営利活動(NPO)法人

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

Japan Endocrine-disruptor Preventive Action

Vol. 110

Apr. 2018



桜、山から海の町へ——写真・佐和洋亮

お祝い事をあでやかに飾る桜

仲間や家族と賑やかに愛でる桜 一人で仰ぐ夜の桜

その花びらは 生まれたての赤子の頬にも 逝く人を見送る人の背中にも

華やかでありながら 悲しみをふくんだこの花は

どんなときにも私たちに寄り添う

今年も 来年も ずっとずっと寄り添う

CONTENTS

- 2 「農産物検査(お米)に関するアンケート調査」——情報公開請求に対し、農水省が不開示決定……橘高真佐美
- 6 ブータンでの有機稲作導入の国際協力……田坂興亜
- 10 ネオニコチノイド系農薬禁止に方針転換した英国
——食料安全保障のためにはポリネーター保護が必要……水野玲子
- 11 「ネオニコチノイド系農薬の使用禁止に関する意見書」——日弁連が農水省等に提出……中下裕子

「農産物検査(お米)に関するアンケート調査」

——情報公開請求に対し、農水省が不開示決定

理事 橘高真佐美

お米の検査規格と ネオニコチノイド系農薬

お米は農産物規格に基づき等級が定められています。「着色粒」の割合も規格に含まれており、1000粒に1粒であれば1等ですが、1000粒に2粒以上あると2等以下になってしまいます。カメムシに吸われると、斑点ができ、着色粒となることから、この検査規格を満たすように、カメムシ防除を目的として、ネオニコチノイド系農薬が使われています。しかし、色彩選別機を利用すれば、着色粒を取り除くことができることなどから、複数の市民団体から、現在の農産物検査規格を見直すべきだという意見が出されています。

農水省に対する 情報公開請求

反農薬東京グループの「てんとう虫情報」2017/6/25第310号では、農水省が2015年10月に検査規格に関するアンケート調査を行ったけれど、調査結果を公表することなく放置していると報告されていました。

本当にアンケート調査結果が集計されることもなく放置されているのだとすれば、税金の無駄遣いです。農水省が調査結果を公表しないのであれば、ぜひ国民会議を含む市民団体で調査結果を集計し、検討したいと考え、農水大臣にアンケートに関する資料について情報公開請求をしました。

数日後、農水省の政策統括官穀物課の担当者から電話がありました。アンケート調査の結果はまとめているため、集計結果はなく、回収した個別の回答票しかないが、それを開示することでよいのか、その場合、1機関あたりの回答枚数が2枚であり、約2500機関からの回答があることから、開示文書が約5000頁となり、開示費用が高額になるかもしれないがよいのかという二つの点に関する問い合わせでした。そんなに多数の機関に対する調査を行っていたとは全く想像もしていなかったもので、集計作業が大変そうだと思いますが、担当者の方には、費用の点は問題ないので、すべて開示してもらいたいと答えました。

農水省の 不合理な不開示決定

ところが、その後送られてきた決定通知書には、どの書類も全く開示しないと書かれていました。一部を黒塗りとする部分開示ですらありませんでした。不開示の理由は、①「アンケート調査の目的以外に使用しないという条件で収集したもので、公にすることによって回答者の信用を損ねることとなり、今後の調査に協力を得られなくなり、農産物検査の関係の意見・要望の傾向を正確に把握できなくなるおそれがあること」と、②「現在、調査結果をもとに農産物検査に関する施策の検討を行っている途中段階であり、現

時点で公にすることによって、成果を広く適性^{ママ}に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益をおよぼすおそれがある」というものでした。

担当者から開示することを前提の連絡を受けていたため、不開示という結果に驚き、開示をしない理由も納得しがたいものでした。開示請求をしたのは、2017年7月だったので、アンケート調査から2年近く経過していたのですが、担当者は集計をしていないと言っていました。集計もせずに、2500機関から回収したアンケート票について、何をどのように検討しているのか、さっぱり分かりません。このような不合理な不開示決定は見直すべきであり、行政不服審査法に基づく審査請求(不服申立て)を行い、現在は情報公開・個人情報保護審査会の答申を待っているところです。

地方自治体に対する 情報公開請求

農水省のアンケート調査は、都道府県、登録検査機関、米集荷業者を対象に行われたものでした。地方自治体には、情報公開条例があります。そのため、農水省が出さないのであれば、地方自治体から出してもらおうと、青森県、岩手県、岐阜県、福井県、三重県、兵庫県、香川県、山口県、長崎県の9つの地方自治体に対し、各自治体が農水省のアンケートへの回答した内容につ

農産物検査（お米）に関するアンケート調査

別紙10

【行政機関の皆様へ】

アンケート調査にご協力いただきありがとうございます。以下の項目について可能な範囲でご記入をお願いします。
 （該当する欄に、「○」印を選択又はその他欄にご記入をお願いいたします。）

都道府県名・部署名

【青森県農林水産部農産園芸課】

問1 農産物検査（米）の規格において、主に重視する項目はありますか？（複数回答可）

☐ 整粒	☐ 形質（粒ぞろい）	☐ 形質（充実度）
☐ 形質（肌ずれ）	☐ 形質（心白、腹白）	☐ 水分値
☐ 病害粒	☐ 虫害粒	☐ 胴割粒
☐ 死米	☐ 着色粒	☐ 異物・異種穀粒
その他（意見） ・栽培面で改善が必要な項目に注目している（生産サイドの立場から）。 ・胴割粒については、飯米の食味に直接影響することから特に重視している。		

問2 農産物検査（米）の規格等において、見直しが必要と思われる項目（緩和・強化等のどちらかに○印）はありますか？（複数回答可）

☐ 整粒値 [緩和・強化]	☐ 形質（粒ぞろい） [緩和・強化]	☐ 形質（心白、腹白粒） [緩和・強化]
☐ 水分上限値 <u>（緩和）</u> 強化]	☐ 胴割粒 [緩和・強化]	☐ 死米 [緩和・強化]
☐ 着色粒 <u>（緩和）</u> 強化]	☐ 異物・異種穀粒 [緩和・強化]	☐ 等級 [簡素化・細分化]
現行のままでよい		
その他（意見） ・着色粒（カメムシ）については、精米段階での色彩選別機により除去可能（混入限度は異物・異種穀粒程度としてほしい）。		

問3 農産物検査は貴都道府県の産地ブランド振興に有益と言えますか？

☐ 有益である	☐ 有益ではない	☐ どちらとも言えない
その他（意見） 外観品質を保証する指標としては有益と考える。高品質生産の目標値としても設定している。		

問4 現在、農産物検査は農産物検査員の目視による鑑定を基本としていますが、今後は穀粒判別機等の測定機器導入をもっと進めるべきだと思いますか？

☐ 進める必要がある	☐ 進める必要はない	☐ 現状のままでよい
その他（意見） ・農産物検査員の目視による検査は、検査員の経験等により個人差が生じるおそれがあるなど客観的な評価を確保できるのか疑問。 ・穀粒判別機等の測定機器で数値化することにより客観的な外観品質を担保すべき。ただし、測定機器の精度確保が課題。		

問5 農産物検査では、着色粒の混入限度（1等の場合0.1%など）を定めています。これは、カメムシなどの虫害によって色の着いたお米の混入限度を制限したものです。この色の着いたお米については、玄米を精米にする段階などで、生産者や流通事業者が色彩選別機を使って、さらに可能な限り取り除いた上で販売されています。生産者や消費者団体の中には、この混入限度を緩和・見直しするべきとの声もあります。このことについて、どのようにお考えですか？

☐ 緩和するべき	☐ 現状のままでよい	☐ 厳しくするべき
わからない（どちらでもよい）		
その他（意見） ・着色粒（カメムシ）については、色彩選別機により除去されて販売されているため、農薬の散布回数低減の観点からも緩和すべき。 ・着色粒の混入が色彩選別後の歩留まりに大きく影響しない程度の混入限度に見直して欲しい（異物より厳しいのは問題）。		

問6 農産物検査に望むことはありますか？また、新たに必要又は不要と思われる基準等がありますか、ご意見をお聞かせ下さい。

☐ 検査手法の合理化、簡素化	☐ 検査規格の強化	☐ 検査規格の緩和
☐ 新たな評価方法の活用	☐ DNA鑑定の導入	☐ 全面的な廃止
現状のままでよい		

ご意見・ご要望

- ・検査のために、現場の負担が大きくなりやう工夫して欲しい。
- ・簡易な検査機器の早期開発と導入への支援。

農産物検査（お米）に関するアンケート調査

別紙 10

【行政機関の皆様へ】

アンケート調査にご協力いただきありがとうございます。以下の項目について可能な範囲でご記入をお願いします。

（該当する欄に、「○」印を選択又はその他欄にご記入をお願いいたします。）

都道府県名・部署名 【 香川県 農業生産流通課 】

問1 農産物検査（米）の規格において、主に重視する項目はありますか？（複数回答可）

☐ 整粒	形質（粒ぞろい）	形質（充実度）
形質（肌ずれ）	形質（心白、腹白）	水分値
病害粒	虫害粒	胴割粒
死米	☐ 着色粒	異物・異種穀粒
その他 （箇条書き）		

問2 農産物検査（米）の規格等において、見直しが必要と思われる項目（緩和・強化等のどちらかに○印）はありますか？（複数回答可）

☐ 整粒値 [緩和・強化]	形質（粒ぞろい） [緩和・強化]	形質（心白、腹白粒） [緩和・強化]
水分上限値 [緩和・強化]	胴割粒 [緩和・強化]	死米 [緩和・強化]
☐ 着色粒 [緩和・強化]	異物・異種穀粒 [緩和・強化]	等級 [簡素化・細分化]
現行のままでよい		
その他 （箇条書き）		

問3 農産物検査は貴都道府県の産地ブランド振興に有益と言えますか？

☐ 有益である	有益ではない	どちらとも言えない
その他 （箇条書き）		

問4 現在、農産物検査は農産物検査員の目視による鑑定を基本としていますが、今後は穀粒判別機等の測定機器導入をもっと進めるべきだと思いますか？

☐ 進める必要がある	進める必要はない	現状のままでよい
その他 （箇条書き）		

問5 農産物検査では、着色粒の混入限度（1等の場合0.1%など）を定めています。これは、カメムシなどの虫害によって色の着いたお米の混入限度を制限したものです。この色の着いたお米については、玄米を精米にする段階などで、生産者や流通事業者が色彩選別機を使って、さらに可能な限り取り除いた上で販売されています。生産者や消費者団体の中には、この混入限度を緩和・見直しするべきとの声もあります。このことについて、どのようにお考えですか？

☐ 緩和するべき	現状のままでよい	厳しくするべき
わからない（どちらでもよい）		
その他 （箇条書き）		

流通段階では問題となっていない一方で、生産段階では、防除コストが負担となっている。

問6 農産物検査に望むことはありますか？また、新たに必要又は不要と思われる基準等がありますか、ご意見をお聞かせ下さい。

検査手法の合理化、簡素化	検査規格の強化	☐ 検査規格の緩和
新たな評価方法の活用	DNA鑑定の導入	全面的な廃止
現状のままでよい		

ご意見・ご要望

ご意見・ご要望について

いて情報公開請求をしました。

山口県を除く、8つの地方自治体からアンケート調査の回答票が開示あるいは情報提供されました。参考として、着色粒の規格の緩和を望むと回答した青森県と香川県の回答票を3、4頁に掲載します（全2頁のアンケート票のうち、両県とも未記載であった末尾欄「ご意見・ご要望について」は省略しました）。

アンケート票は、問1～6の設問（選択肢と自由記載欄）および末尾の「ご意見・ご要望について」の記載欄で構成されています。着色粒の検査規格について尋ねる問5について、青森県は「色彩選別機により除去されて販売されているため、農薬の散布回数低減の観点からも緩和すべき」、香川県は「流通段階では問題となっていない一方で、生産段階では、防除コストが負担となっている」ので緩和するべきと答えています。

なぜ、農水省は、このアンケートの回答票を開示できないのか市民の感覚では理解できません。農水省が主張するように、回答者の信用が問題となるのであれば、回答者の欄を伏せて開示すればよいはずです。回答自体から、どこの自治体によるものかが分かるような性質のアンケートではありません。

また、農水省が主張する二つ目の理由についても、このアンケートの結果や集計結果（もし農水省が主張するように集計結果が存在するのであればですが）を現時点で公表することが、どのような意味で特定の者に不当な利益や不利益をおよぼす

おそれがあるのか分かりません。

反農薬東京グループが都道府県に対して行ったアンケート調査では、着色粒の規格緩和を求める都道府県が過半数を超えたということでした。農水省アンケートの結果と市民団体の求める政策と方向性が同じであることが分かったと特定の者に不当な利益や不利益が生じるのかと勘繰りたくなります。

山口県に対する 審査請求（不服申立て）

今回、アンケート調査への回答について開示請求をした9つの自治体のうち、一つだけ、開示をしないという決定をした自治体がありました。山口県です。山口県は開示をしない理由として「条例第11条（5）および（7）該当」としか記載しておらず、本件の非公開事由をどのように考えているのかよく分かりませんでした。このように公開をしない理由をきちんと説明せずに条例の条文だけを記載することは、最高裁で違法と判断されています（平成4年12月10日判決）。いまだに、このような違法な対応をする自治体があるのは、大変残念なことです。

山口県の非開示処分決定についても、審査請求（不服申立て）を行いました。山口県は、①アンケートの調査結果が農林水産省から公表されていないため、「国の最終的な意思決定が得られていない場合であり」公開することにより、同種の事業者や将来の同種の事業に係る意思形成に著しい支障が生じる、②調査結果は、目的以外で使用するこ

はないとされており、非公開を条件に提供された情報であることから、公開すると県と国の協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる恐れがあると弁明をしています。

山口県の弁明は、いずれも、国の立場を慮るものです。繰り返しとなりますが、今回地方自治体に行った情報公開請求に対し、山口県以外の8つの県は、このような理由は述べていません。農水省が調査結果を公表していないことと、山口県が調査にどのように回答したかを開示することは、関係ありません。山口県には、国の思いを忖度するのではなく、県民や市民のために情報公開制度を運用してもらいたいものです。

最後に

行政文書の開示請求をすると、担当者の方から請求者に電話がかかってきて、質問や確認をされることがよくあります。そういったやり取りの中から、その役所の体質や市民への対応の姿勢が垣間見えます。

国の役所といっても省庁ごとに情報開示に対する考え方は異なるようです。財務省による森友学園の土地取引に関する大量の行政文書の改ざんは言語道断ですが、農水省にもぜひもっと透明性を高めてもらいたいものです。地方自治体も対応がそれぞれ異なり、親切に対応してくれたところもあれば、なんとか開示を避けたいという担当者の思いが伝わってくるところもありました。同じ文書を異なる地方自治体に請求したことで、違いが鮮明に表れました。

ブータンでの有機稲作導入の国際協力

運営委員 田坂興亜

ブータンとの出会い

中尾佐助という人が書いた『秘境ブータン』という本が岩波書店から出版されているが、多くの日本人にとって、ブータンという国は、長いことほとんどの人が行ったことのないまさに「秘境」であった。

ネパールと同じように、インドの北端からヒマラヤに至る山岳地帯に位置している小さな国で、ブータンの人々が主食としているコメの生産は、ほとんどが山の急斜面に張り付いた棚田で行われている（写真1）。人口は70万人前後で、一国の人口としては非常に少ない。この国が日本人にとって身近になったのは、若い国王が、3.11の大震災の後に日本を慰問に訪れたことが大きく影響している。

私のブータンとの出会いは、私が

アジア学院の校長をしていた2005年に、初めてのブータンからの研修生として、Rajan Raiというブータン農林省の職員が入学したことにさかのぼる。当時 JICA からブータンに派遣されていたアジア学院の職員、野崎氏が推薦され、「アジア学院は、政府の職員を研修に招かないのが原則であるが、NGO が未発達なブータンに有機農業による食料の自給を推進するためには、例外的なケースとして、農林省の職員を招くこともあってよいのではないか」というような議論を経て、2005年4月からの研修に来日したのであった。

Rajan Rai 氏は、他のアジアの国々やアフリカからの研修生たちと9か月の間生活を共にし、有機農業を中心とした農業研修を受け、12月に卒業式があって、彼はブータンに帰国した。それから約10年を経て、

2014年3月に、IFOAM（国際有機農業運動連盟）の「山岳生態系での有機農業の展開」というセミナーがブータンで開催され、その案内を日本有機農業研究会を通じて受け取った私は、Rajan Rai 氏がブータンに帰国後、どんな活動をしているかを見てこようと思ったこともあって、これに参加した。

ブータンで開かれた国際セミナー

国際セミナーの中日に、有機農業の実験農場を見学するプログラムがあり、ミャンマーやインドなどから来たセミナーの参加者と一緒にこれに参加したところ、ナント！Rajan Rai 氏がその実験農場の主任として、各国からの参加者のために、有機たい肥の作り方やミミズの養殖を行っている現場を案内してくれたのであった。彼は、開口一番、「私は日本のアジア学院で有機農業を学びました。ここにいるのが、その当時の校長です！」と言って私を紹介してくれたのであった。私は、胸が熱くなった。

このIFOAMの国際セミナーのメインのプログラムには、インドのバンダナ・シバ女史の講演なども含まれていたが、中でも興味深かったのは、ブータン農林省の農林大臣が講演し、「ブータンは、2020年までに農業生産をすべて有機農業で行うという目標を立て、農民が使わずに残っていた農薬を回収してスイスに

写真1 | ブータンの棚田



送り、これを処分してもらった」と言われたことであった（写真2）。しかし、有機100%という目標を立てたという話のすぐ後に、ブータンの農業が「有機農業100%」を達成するために直面している大きな課題として、大量の除草剤が現在使用されていることを挙げられたのである。

これを聞いた私は、ちょうどその前年の2013年に栃木県の民間稲作研究所が主催した、日・中・韓の有機稲作のセミナーで、当研究所の稲葉さん、館野さんらが、除草剤を一切用いることなく水田の雑草を見事にコントロールしている状況を見てきていたので、農林大臣の講演の直後に手を挙げて、「日本の栃木県に、民間稲作研究所というところがあり、そこの稲葉さんや館野さんは、除草剤を一切使わないで水田の雑草をコントロールする方法を、すでに確立しています」と発言した。すると、その午後の分科会に参加していた私を Yeshey Dorji 農林大臣が呼び出され、除草剤を一切使わない水田雑草のコントロールの方法について、もう少し詳しい情報がほしい、と言われたので、稲葉さんから英語で書かれた有機稲作の手法に関する文書をすぐに送ってもらい、これを手渡したところ、「稲葉さんたちを、ぜひブータンに連れてきてほしい」と懇願された。

帰国後、稲葉さんにこのことを話したところ、こうした有機稲作の国際的な技術協力は、非常に意味が

ある、と積極的に対応することを約束された。そこで、2015年6月と2016年3月に、稲葉さんと一緒にブータンを訪問し、農林大臣はじめ、有機農業推進室長の Kesang Tshomo さんや、ブータンの農林省で、稲作や雑草の専門家たちに会って、プロジェクトを立ち上げることにした。

ブータンにおける除草剤不要の有機稲作技術のプロジェクト

稲葉さんとまず相談して実行に移したことは、助成金の申請であった。しかし、申請した三つの財団からすべて否定的な返事が来て、どこもだめか、と思っがっかりしていると、まさに「捨てる神あれば拾う神あり」のことわざ通りに、JICA が3年間で1000万円の草の根技術協力事業として採用してくれることになり、2016年10月にブータンの首都ティンプーで調印式が行われて、正式にこのプロジェクトがスタートした。

このプロジェクトで、これまで行ってきたことは、次の通りである。まず、パロの空港を見下ろす山の上に、今から40～50年前に日本から来て、近代農業の手法をブータンの人たちに伝えた西岡という人の直弟子の娘さんの家族が、有機農業を営んでいる農場があり、そこの圃場の一部を使って、稲葉さんが行ってきた除草剤不要の有機稲作を実験的に行うことにした。水田に



写真2 | 農林大臣の講演

流れ込む前の水を、いったん池にためこみ、水温を暖かくしてから、水田に入れるために、水田の一番上のところに池を掘った。この作業は、4月に日本から第一次ボランティアとして参加して下さった10人ほどで、一緒に池を掘った。

その後、第二次ボランティアとして5月末から6月初めにかけて日本から来てくださった9人の方たちと、有機農家の家族、そして、ブータンの農林省の職員たちの協力で、田植え前の代掻きを行って、ヒルムシロなどの雑草を根こそぎ除去してから、田植えを行った。この有機農家では、西岡さんが日本からもたらした農林11号を代々育てており、この農林11号と稲葉さんが日本から持ってきたササニシキを植えた。

二番目の試験圃場は、首都ティンプーの王宮のすぐ上にある農林省の圃場（写真3）で、その一番高いところに、バックホーを使ってかなり大きな池を掘り、その池の水で田んぼに水を張った状態で、やはり日本から同行した協力者によって、代掻きを行い、大量に浮き上がったホタルイなどの雑草の種を流し出した。その7面の田んぼに、日本から稲葉さんが持参したササニシキの苗を田植えした。

三番目の実験圃場は、首都ティンプーから、富士山と同じくらいの標高のドチュラ峠を越えて行く、バ



写真3 | 首都ティンプーの園場は王宮のすぐ上にある！



写真4 | ブータン実りの秋

ジョの農業研究開発センターの園場を用いることにした。ここは水田を含む大きな園場があり、さまざまな品種のイネ、野菜、果樹などを試験的に栽培している。首都ティンプーから北に向かってかなり行ったところであるが、標高がぐっと低いことと、大きな川の流れがインドに向かって流れているために、その川沿いにインドから暖かい空気が流れてくるようで、そこここにサボテンが群生しており、乾燥した暖かい気候のところである。その園場では、水田に水を常時供給するパイプが設置してあり、池を掘る必要はない。この園場には、研究者と共に、かなりの数の作業員がいて、機械を使って代掻きをするのにも、非常に優れた技術で機械を使いこなして、作業を行ってくれた。ここでも、大量のホタルイの種が浮き上がってきたが、すぐ下が川であったので、その大量の種を、水田の排水口から流し出した。ただし、柔らかな土が流出して

しまうのを防ぐため、代掻きを行ったあと、「トロトロ層」と稲葉さんが呼んでいるソフトな土が落ち着くのを待って、種が浮いている水を流し出した。この田んぼには、稲葉さんが日本から持ってきたササニシキを田んぼの約3分の1に植え、あとは、この試験場で試験的に育てていたIR28とIR64を、ボランティアを含む日本人10人余りとこの農場で働いているブータンの人たち10人余りで、一緒に並んで田植えをした。一部は、田植え機を使った。

プロジェクトの成果とこれからの課題

こうして、多くの協力者に助けられて、除草剤を使わない雑草コントロールの主要なテクニックである田植え前1か月から3回の代掻きと田植えを済ませ、7月にまた行ってみると、稲は、青々と育っており、雑草は、少しはあったが、代掻きの作業をしないとときに比べると圧倒的に少

なくなっていた。

さらに、収穫の時期に収量調査を行なったところ、少なくとも従来の1.5倍であることが分かった(写真4)。ブータンでのコメの自給率は50%程度で、不足分をインドから輸入している。やはり、主食のコメを、農薬不使用だけでなく、もっと自給率を上げるためには、単位面積当たりの収量を上げる必要がある。そのために、稲葉さんがやろうとしていることは二つある。

一つは、バジョのような温暖な地域で二期作を行うことである。実際現在、バジョの試験田で、2月に田植えをして、コメの二期作を試みている。

もう一つは、大豆を裏作として植え、大豆を加工した際に生じる脱脂大豆やおからを発酵させてコメの収量を上げるための有機肥料をブータン国内で作る体制を整えることである。ブータンでは、ほとんどの国民がチベット仏教の信徒であるにもかかわらず、現在大量の肉類がインドから輸入されている。稲葉さんは、肉類を輸入する代わりに、大豆を加工して食べることが普及すれば、植物性のタンパクによって肉の輸入を減らすことができるのではないかと考えておられるのであるが、今年の2月にブータンを訪れた際、細々とではあるが、ブータンの首都圏で、豆腐屋を営む人がいることを確認してきた。豆腐を生産する際に副生するおからをバケツ一杯もらって

きて、ユシパンというところにある有機農業の試験場で現在発酵させているところである。

今後に向けた大きな課題としては、ブータンで主として植えられ、食べられている地元の品種を用いての実験が必要なことである。稲葉さんは、地元の品種は、収量が低いので、ササニシキの方が良いと主張されているが、稲葉さんの手法がブータン全土に根付くためには、ほとんどの農民が育てている品種で、雑草のコントロールと収量を上げることが必要である。また、稲葉さんの手法は、田植え前から十分な水があることが条件であるが、ヒマラヤからの豊かな水があるにはあるが、それが田んぼに引き込まれていない地域が大半である。現地の英字新聞にも、このことが指摘されているが、水田での水の確保は、大きな課題である。

ブータン人自身による有機稲作の活動

JICAの支援がほぼ決まった時点で、アジア学院の理事として、アジア学院にブータンから2人の研修生を招くことを決め、農林省の若手職員で将来性のある人を推薦して下さるよう農林大臣に依頼した。こうして、2016年4月から、Karma Chukiという女性と、Sangay Wangdiという男性のブータン農林省の若手職員が9か月のアジア学院の有機農業の研修を受けると共に、同じ栃木県内

にある民間稲作研究所で、除草剤不要の有機稲作のトレーニングを受けた。この2人は、熱心にアジア学院と民間稲作研究所で有機稲作を含む有機農業の技術を習得して12月に卒業し、帰国していった。

やはり、地域の特殊性や気候風土、また食習慣などをよく知っているブータン人自身が、この技術をブータン国内で確かめたうえで、農民に伝えてゆくことがブータンが目指している有機100%という目標に向けて、大きな力になると私は確信している。実際2017年7月にブータンを訪問した際に、Karma Chukiさんの任地であるインド国境から92kmのチランという地方を訪れたが、彼女をアジア学院に推薦した上司で、現在バジョの農業研究開発センターの主任であるPema氏が案内して下さり、また、アジア学院で学んだSangay Wangdi氏も同行して、この南の地域を訪問してみると、Karma Chukiさんのリーダーシップの下で、農民たちがさまざま

な形の有機農業を積極的に推進しており、特に、女性たちを組織して、行政に働きかけ、有機農業を推進するために必要なインフラの整備も着々と進められていた(写真5)。

この3年間のプロジェクトは、始まって1年半が経過したが、今年の2月に訪問した時には、バジョから目と鼻の先にあるチミパンというところの王立農業試験場をこれから永続的に有機稲作や大豆の生産などに用いることがブータン農林省の関係者が集まって決定され、この非常に広い圃場を有する王立の農業試験場にトラクターを入れて、本格的な圃場整備が始まっていた。しかも、稲葉さんがこれまで行ってきた貯水池を作ることが、ここではかなり大規模に行われ、その貯水池の水を温めてから水田に導入するために、第二の貯水池まで作られていた！ブータン人自身によって稲葉さんたちの技術が確実にブータンの地に根付きつつある状況大変心強く思う。

写真5 | チランの有機農家にて



ネオニコチノイド系農薬禁止に方針転換した英国

——食料安全保障のためにはポリネーター保護が必要

理事 水野玲子



英国 ネオニコ禁止への経緯

EUでネオニコチノイド系農薬（以下、ネオニコ）の3成分（クロチアジン、イミダクロプリド、チアメトキサム）について一時使用規制が始まったのは2013年のことです。その後、今年2018年、EUではハウスなどの施設栽培を除く屋外におけるネオニコの全面禁止の是非を問う採決を予定しています。

一方、2013年にEUがネオニコ規制を導入した当時は反対に回った英国は、EU脱退（Brexit）を経て2017年11月、ネオニコ使用継続の立場を変更しました。ミツバチの減少など生態系と農業に大きな打撃を与えるネオニコの全面禁止に向けて動くEUに倣い、ネオニコ禁止に舵を切りはじめたのです。

自然環境の劣化がもたらす負の経済効果

ネオニコを禁止するには「科学的証拠が不十分である」、また「ネオニコ禁止が農業に悪影響を与える」と強く抵抗してきた英国が、ここに

至って立場を逆転させた理由はどこにあるのでしょうか。環境相のMichael Gove氏は、「自然環境が劣化すると、経済的な落ち込みにつながる」と英国の自然環境の劣化について危機感をガーディアン誌で表明しました。この二十余年でネオニコはミツバチ大量死の原因となっただけでなく、さまざまな昆虫の棲みかとなっていた田園の生態系をすっかり変えてしまったからです。

ポリネーター（ハチなどの花粉媒介者）の経済的貢献は、1年に4億～6.8億ポンド（約600億～1000億円）。英国の環境相もついに、農作物の授粉を担うポリネーターがこれ以上減少すると、国の食料の安全保障に差し障ることの重要性を認識したのです。ミツバチなどの授粉昆虫を殺してしまえば、果物や野菜が実らず、食料は不足するかもしれないという理由で、英国は持続可能な農業という原点に立ち戻りました。

日本はいつになったら ネオニコ禁止に舵を切る？

それに対して日本はどうでしょう

か。行政や農薬の専門家らは今日でも、「国の将来の食料安全保障のために最も大切なのが“農業”である」とする誤った考えに固執しています。第二次世界大戦後、食糧不足が深刻だった時期に、農業と化学肥料によって劇的に食料が増産され、それによって国民が飢えから救われたではないか、というのが彼らの言い分です。

もちろんそれは事実でしょうが、その後約70年経過し、今日では長年の農薬の多用によって自然は破壊され、農業、生態系を取り巻く状況は一変しました。しかも、農薬は生態系破壊だけでなく、人の健康への影響さえ問題となっているのが現状です。

2000年初頭、早くもBuglifeという英国の自然保護団体は、ネオニコがミツバチだけでなく鳥など多様な生物に及ぼす甚大な影響について警告を発しています。その代表であるMatt Shardlow氏は「国民投票を経てEUを離脱した英国は、これまでより一層、自国の経済を健全に維持する努力が必要とされており、今回の、ネオニコ禁止への方針転換もそのひとつの自国経済を守るための強い意志のあらわれである」と長年待った今回の決定を歓迎しました。

環境を安全なものにしてこそ、持続可能な農業の未来はあることにわが国が気づくのはいつのことになるのでしょうか。

「ネオニコチノイド系農薬の使用禁止に関する意見書」——日弁連が農水省等に提出

代表 中下裕子

昨年12月21日、日本弁護士連合会（日弁連）は「ネオニコチノイド系農薬の使用禁止に関する意見書」を農水省等に提出しました。その経緯、意見書の内容等をご紹介します。

意見書の作成経過

日弁連では、環境問題に関する調査研究や政策提言を行う組織として、全国の地域から選出された100名の委員から成る「公害対策・環境保全委員会」が設置されており、これまで同委員会が中心となって種々な環境問題に関する意見書等が作成、公表されています。

同委員会には、「環境法」「自然保護」「水」「大気・都市環境」「廃棄物」「原子力・エネルギー」「化学物質・食品安全」の7つの部会と、「地球温暖化PT」などの課題別のプロジェクトチームが設けられています。

農薬については、1990年9月の人権擁護大会において、深刻な人体被害を発生させる危険性がある農薬の使用削減、農薬に依存しない農法の推進、農薬の空中散布の禁止等を求める「農薬の使用に関する決議」を採択しました。また、2003年10月の人権擁護大会では、シックハ

ウス症候群・化学物質過敏症などの新たな人体被害の発生を踏まえ、予防原則に基づく総合的化学物質管理のための基本法の制定を求める「新たな化学物質政策の策定を求める決議」を採択しました。

このほか「化学物質・食品安全」部会が中心となって、「化学物質過敏症に関する提言」（2005年）、「電磁波問題に関する意見書」（2012年）など、科学的に未解明な問題についても、予防原則に基づく対策の実施を求める提言が行われています。人の健康影響が強く懸念されている有機リン系農薬問題については、調査研究を行い、その結果に基づきシンポジウムを開催しました。

さらに、2014年からは有機リン系に代わる新たなネオニコチノイド系農薬についても調査研究に着手し、農水省・農薬対策室のヒアリング、五箇公一氏（国立環境研究所）、大野和朗氏（宮崎大学）によるレクチャー、高知県の天敵を用いた農法の実践現場や、有機農業の実践に取り組む霧里農場（埼玉県）、民間稲作所（栃木県）の視察、農薬登録手続を行う「農林水産消費安全技術センター」（FAMIC）の視察などを経て、今回の意見書が取りまとめられました。

意見書の概要

意見の趣旨は3項目から成っています。その第1は、新規ネオニコチノイド系農薬については、予防原則に基づいて登録を保留することです。

第2は、既に登録されているネオニコチノイド系農薬とフィプロニルについて、暫定的使用禁止等ができるよう農薬取締法を改正することです。

第3は、農薬取締法の改正には時間がかかると思われるため、その間にもできることとして以下の2つの措置をとることを求めています。その1は、ネオニコチノイド系農薬の中でも、人体・生態系影響について科学的証拠が次々と蓄積されているクロチアニジン、チアメトキサム、イミダクロプリド、アセタミプリドとフィプロニルについては、登録期間（3年間）の更新を認めないことです。その2は、カメムシ防除のためのネオニコチノイド系農薬の散布を削減するため、農産物規格規程における玄米の品位等級のうち、着色粒の基準を廃止することです。

意見書には、これらの意見の理由についても詳細に記述されていますので、ぜひ一度ご一読下さい。

「ネオニコチノイド系農薬の使用禁止に関する意見書」は日弁連のウェブサイトに掲載されています。
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2017/opinion_171221_2.pdf

- ▶ 3月8日 運営委員会
- ▶ 4月12日 運営委員会

事務局からのお知らせ

●ニュースレター PDF版への変更のお願い

ニュースレターには紙版と別にPDF版があります。PDF版では次のようなメリットがあります。

- ① 写真や画像がカラー
- ② 紙版発行より数日早い
- ③ 電子ファイルなので保存が楽

また国民会議としても、現在の年会費2000円は、その大部分がニュースレターの印刷・発送費になっているため、PDF版利用の会員の方が増えることで、それらの経費が削減され、調査や提言活動に回すことが可能になります。ぜひPDF版利用への変更をご検討いただきますようお願いいたします。

変更のお申し込みは電子メールでお願いします。

宛先:kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp

件名:ニュースPDF申し込み

本文に、お名前、メールアドレス、電話番号をご記入ください。

NPO法人 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

JEPAニュース
Vol.110

2018年4月発行

発行所 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議
事務局
〒136-0071
東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階
TEL 03-5875-5410
FAX 03-5875-5411
E-mail kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp

郵便振替 00170-1-56642
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

ホームページ <http://www.kokumin-kaigi.org>

デザイン 鈴木美里
組版 石山組版所
編集協力 鐵五郎企画

桜

広報委員長 佐和洋亮

今年は平年より開花が早く、丁度東京は満開。

桜は全ての花を代表するとされ、平安時代から花といえば桜。俳句でも季語の花は桜を意味する。

その桜、嫌いな人はあまりいないようだ。人はいろんな花を愛でるが、お花見は格別。樹に咲くから花の下に宴席が作り易い。そして、花の集まり、固まりの豪華さ、散り際の風情などが他の花にはない特徴か。

忠臣蔵の浅野内匠頭長矩、35歳の辞世の歌

風さそふ花よりもなほ我はまた春の名残をいかにとやせん

は、花の散るのと自分の人生の終わりの心残りを詠んだもの。

その桜に異変が。開花時期は気温と密接に関係しており、地球温暖化により、開花が早まっている。以前は入学式の頃だった満開が、今頃は卒業式の頃になっているとか。

桜の花芽は、前年の夏に作られ、その後「休眠」状態。一定期間低温にさらされ眠りから覚め（休眠打破）、開花の準備をする。この秋から冬にかけて一定期間の低温が重要なポイントで、温暖化により開花が早まることになる。

そういえば、今頃の桜は、温暖化のせいかわからないが、色が薄いように感じる。内匠頭が見た桜は、色鮮やかだったに違いない。

